

亀山市告示第117号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱を次のとおり定める。

令和5年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「個別接種」という。）の促進のために協力する医療機関の取組に対して亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

(2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。

(支援金の名称)

第3条 この告示により交付する支援金は、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金（以下「支援金」という。）という。

(支援金の交付対象者等)

第4条 支援金の交付対象者は、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）に市内において個別接種を行う病院及び診療所（以下「医療機関」という。）であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。

(1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで（以下「第1期間」という。）

(2) 令和5年7月3日から同年8月31日まで（以下「第2期間」という。）

2 支援金は、医療機関の医師、看護師等が介護老人保健施設及び特別養護老人ホームにおいて行った個別接種についても、交付の対象とする。

3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関ごとに、同表の中欄に掲げる取組内容に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

医療機関	取組内容	支援金の額
病院	特別な接種体制を確保し、1日につき50回以上の個別接種を1日以上達成する週が対象期間内に4週以上あるもの	(1) 医師1人につき1時間当たり7,550円 (2) 看護師等1人につき1時間当たり2,760円
診療所	100回以上の個別接種を達成する週が対象期間内に4週以上あるもの(ただし、それぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意すること。)	個別接種1回につき2,000円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる対象期間に行った取組に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(1) 第1期間に行った取組 令和5年7月3日から同月31日まで

(2) 第2期間に行った取組 令和5年9月1日から同月29日まで

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、支援金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該申請のあった医療機関に対し、支援金を交付する。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が支援金の交付対象者として適当でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した支援金の全額又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

医療機関等名称

医療機関等住所

開設者氏名

電話番号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書(病院)

令和5年度において、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業を下記のとおり実施したので、支援金を交付されるよう亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱第5条の規定により申請する。

記

申請金額

事業の実施期間

医療機関等名称

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業実績明細

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※支援の対象とならない日(特別体制を敷いていない日、50回以上を達成していない日)の接種数を記載する必要はありません。

		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	備考
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	週で1日以上は1日50回以上接種
1日50回以上接種を行った日									
接種回数(予診のみを含まない)	職域以外								
接種回数(予診のみを含まない)	職域								50回以上接種した日の勤務時間計
(特別体制)医師の延べ時間									
(特別体制)看護師等の延べ時間									

(特別体制)医師の延べ時間計	
(特別体制)看護師等の延べ時間計	
1日50回接種した日の(特別体制)医師の延べ時間計(週の端数切り落とし)	
1日50回接種した日の(特別体制)看護師等の延べ時間計(週の端数切り落とし)	
期間中に1日50回以上の接種を達成した週	
4週以上達成し、支給対象となる医師の延べ時間計	
4週以上達成し、支給対象となる看護師等の延べ時間計	

特別体制に係る支援を受ける日の接種の計(参考値)

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は、含まれない。

問2 職域接種を実施していない。

→ はい

(はいの場合は、問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、「接種回数(予診のみを含めない)」に全く含まれていない。

→ はい

(はいの場合は、問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 「接種回数(予診のみを含めない)」に含まれるのは、以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。

→ はい

(条件を満たしていない職域接種は、「接種回数(予診のみを含めない)」に計上することは出来ません。
条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

(大学附属病院以外の場合)

①中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下同じ。)の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(大学附属病院の場合)

①大学附属病院内で接種を行った。又は、大学の附属病院が当該大学内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

印

年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

医療機関等名称

医療機関等住所

開設者氏名

電話番号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書(診療所)

令和5年度において、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業を下記のとおり実施したので、
支援金を交付されるよう亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱第5条
の規定により申請する。

記

申請金額

事業の実施期間

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業実績明細

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外他に、夜間・休日を指す。

		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施	備考
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											
		/	/	/	/	/	/	/				
時間外等の接種体制の有無												
接種回数(予診のみを含めない)	職域以外											
接種回数(予診のみを含めない)	職域											

接種回数計(予診のみを含めない)

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は、含まれない。

問2 職域接種を実施していない。

→ はい

(はいの場合は、問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、「接種回数(予診のみを含めない)」に全く含まれていない。

→ はい

(はいの場合は、問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 「接種回数(予診のみを含めない)」に含まれるのは、以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。

→ はい

(条件を満たしていない職域接種は、「接種回数(予診のみを含めない)」に計上することは出来ません。
条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

①中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいう。)の社員や学生等が出向いてきて
医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は
「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に
実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

印